

611. 3-067ウ



1200500748343

13  
57

江戸時代の食糧問題

小野武夫述



始



933  
3706  
776

農學博士 小野武夫述

江戸時代の食糧問題

財団法人

啓

明

會

目次

開會の辭……………

『江戸時代の食糧問題』……………

附録 本會寄附行爲、職員名簿……………

開會の辭

發行所寄贈本

611.3  
0.67



只今から啓明會第百十三回の講演會を開催致します。本日は小野武夫博士を煩は  
しまして、江戸時代の食糧問題に就いての御講演を願ふことに致してゐるのであり  
ます。

食糧問題は申す迄もなく平時に於ても大切な問題であります。殊に戦時に於き  
ましては重要中の重要な問題であります。空腹では働けない、戦争には兵糧が大切  
だと云ふことは、古今東西を通じての真理でありまして、我が國に於きましては神  
代の昔より食の政と云ふことに重きをお置きになつてあつたのであります。今や日  
支事變勃發以來既に四年有餘になつて居りますが、多少は食物の窮屈さを感じて居り  
まして、不安と云ふやうなことは絶対にない。それは我が國に於きまして、此の

食の問題を重視して居つた結果だと思ふのであります。ところが此の支那事變が既  
に大東亞戦争に擴大されました、益々長期化しようとして居るのでありますから、  
此の問題の研究は愈々以て重要となつたと信ずるのであります。さうして本問題を

解決するには、諸外國に於ける食糧研究を参考にすることも大切でありませうが、手近なる我が國の過去に於ける實例を攻究することが、尙更必要だと考へる。殊に江戸時代は御承知の通り、一種の統制經濟が廣く行はれて居り、自給自足の經濟が徹底し、今日の狀態と頗る似た所があつて、其の當時の食糧問題を研究することは歴史的研究として價值あるのみならず、現在の問題を解決する爲にも、大いに參考になると思ふのであります。斯様に考へまして、本日小野先生に御講演を願ふことになつたのであります。

小野博士は皆さんも能く御承知と存じますが、日本經濟史學の權威者であられるし、殊に農業とか食糧とかの研究に就いて、頗ぶる造詣の深いお方であり、諸大學に於て講義をされ、又實に多數の御著述もあるのであります。本日は非常に御多用な所を、御繰合せ御出馬願つたのでありまして、深く感謝する次第であります。又皆さんには年末に近づき特に御繁忙にも拘らず、多數御來會下され、厚く御禮申上げます。只今から早速小野先生の御講演を願ふこととし、御清聽をお願ひ致します。

昭和十六年十二月十三日

日本工業俱樂部講堂にて

本會幹事 笠 森 傳 繁

9 33  
37 86

# 江戸時代の食糧問題

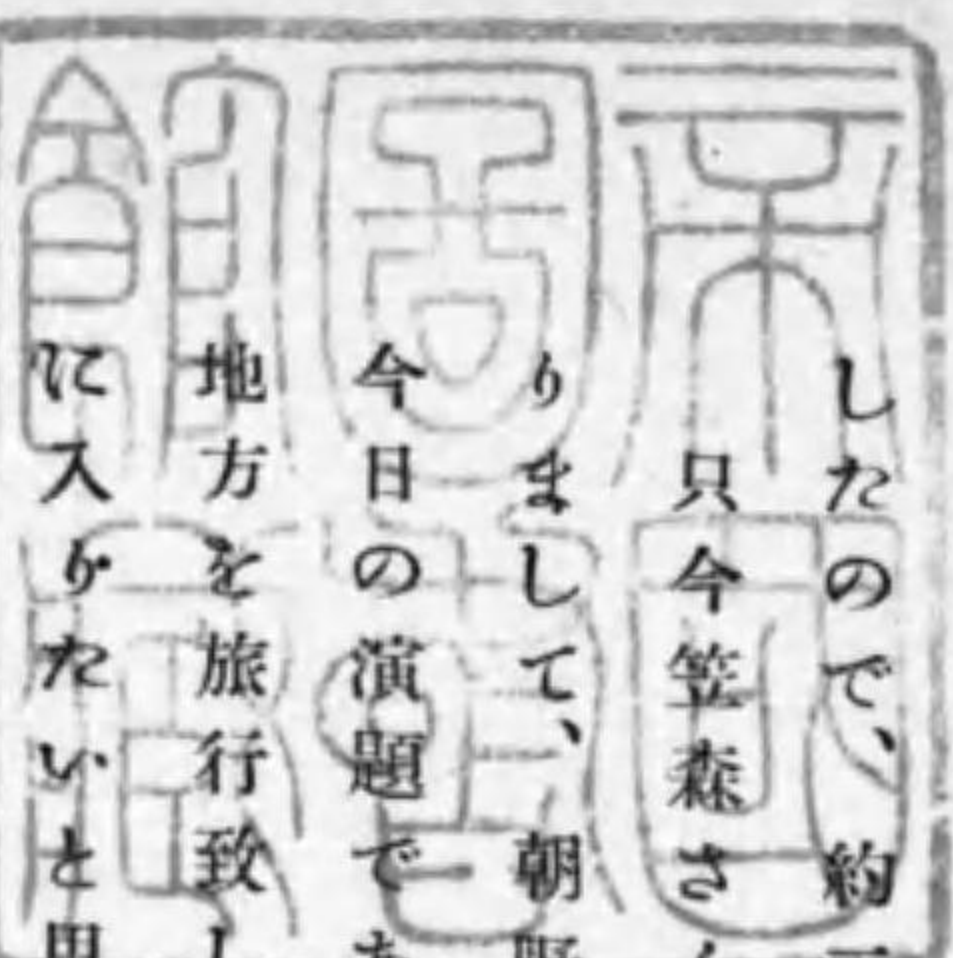
農學博士 小野武夫

## 講演要目

緒言	(一五)	(一) 渡來作物栽培の擡頭と産米の減少	(三〇)
一、産米の經濟的價值	(一八)	(二) 産米減損の諸因	(三三)
二、財政と稲作獎勵	(二三)	五、貢米出納の徑路	(四〇)
三、増産の方法	(二九)	六、穀物貯藏制度	(四三)
(一) 各種開墾制度の態様	(二九)	七、農民と米食制限	(四五)
(二) 實地指導	(三三)	八、農村物資缺乏と自給自足經濟	(四八)
(三) 文書指導	(三四)	九、米の貴重品化	(四九)
(四) 政治指導	(三五)	〇、凶荒對策	(五〇)
(五) 未耕地開發と強制移住	(三六)	二、米穀調節、價格公定、一揆	(五三)
(六) 農民移動の制限	(三七)	三、温古知新	(五五)
(七) 品種改良	(三八)	結語	(六〇)
四、作付減少と其對策	(三九)		

## 緒

江戸時代の食糧問題に付てお話申すやうにと云ふ、啓明會からの御指示がありま



したので、約三時間程お耳を汚すことにいたします。  
 只今筆森さんのお話の一節にありましたやうに、戦時の食糧對策は洵に大切でありまして、朝野を擧げて此の難局の打開に努力を致して居るのでありますが、私の今日の演題である江戸時代の食糧問題の説明に入る前に、絲口として私が最近東北地方を旅行致して見聞して參つたことを一寸引き出してお話いたし、それから本題に入りたいと思ひます。

今日の食糧不足問題の最近の原因としましては、昭和十四年の朝鮮並に内地に於ける旱魃が一番近いものであります。それに附け加へて副次的な原因が色々伴つて來たことは申す迄もありませんが、近年の原因は何と申しても昭和十四年の朝鮮並に内地を通じての旱魃であります。この旱魃が糸を引いて食糧難を醸してゐました

所に、圖らずも今年は東北地方が饑饉であります。家に引籠つてゐては分りませぬが、一度び東北地方に足を入れて農村を視察しますると、相當の被害であります。私は先月（十一月）上旬に岩手縣下を廻つて同縣下凶作の状況を見ましたが、太平洋沿岸の九戸、上閉伊、下閉伊の三郡地方は殆ど皆無作でありまして、稻架に架けてある稻の穂を摘んで見ても、中に一粒も實が入つて居りませぬ。其の稻架に架けてある分は幾らか實入りがよささうだと云ふので、農家が刈取つて架けたのださうであります。實際は一粒の實も入つて居ないで、結局皆無作であります。更に又私は同縣南部の黒澤尻、一ノ關地方にも足を入れましたが、同方面は氣候の關係上北の方よりは大分宜しうございますがそれでも五分か六分しか收穫がないやうな實情であります。岩手縣下の平年の收穫米は凡そ百二十五萬石であります。本年は八十五萬石を割るのではないかと思ふ。従つて昨年は縣外に四十萬石の供出をしたが、今年は何論其のやうな余力はありません。此の事實から推察致しましてお隣りの青森縣、それから北海道、又南は宮城、福島諸縣が夫れ／＼相當の不作であると云ふことは想像するに足るのであります。此の事實が結局歸納されました、最近農

林省の發表にもありますやうに、本年の全國收穫高は五千五百萬石臺ではないかと云ふのであります。我國平年の作柄の六千五百萬石より少いこと一千萬石であります。尤も外地の作柄をも見ねばならず、政府の方に於きましては昭和十七年度は七千百萬石收穫を目標にして頻りに増産獎勵をして居ることは御承知の通りであります。右のやうな東北地方の凶作事實と、それから全國に亘る一般作柄の不良な爲に、今や官民協力一致して此の難局打開の爲に努力しなければならぬ状態でありまして、此の秋に當つて、江戸時代の食糧問題を話しますことは、決して徒爾でないと思ふのであります。

本日の講演の内容は江戸時代の歴史の話でありますので、徳川封建制度を背景にして語らなければその事柄が充分闡明されませぬ。今日お話し上げる話題の内容は江戸時代の農村經濟史を背景とし、其の背景の前で食糧問題を如何に取り扱ふかと云ふことになるのであります。従つて其の内容は主要作物の栽培史、恐慌の歴史、穀物貯藏の歴史、竝に配給の沿革等々と云ふやうなことになるませう。それに加へて、江戸時代を繼いだ明治維新、更に惹ひて現在に至るまでの食糧問題が如何に官

民により取扱はれて來たかと云ふ筋道を辿つて、お話申し上げたいと思ひます。要するに、單なる歴史としての話ではなく、現今吾々が直面してゐる食糧問題解決に要する智識が遠く江戸時代に遡つて求めらるればせぬかと思ふ觀點に立つて致すのであります。

### 一、産米の經濟的價值

先づ第一に江戸時代に於て農業生産物として米と雜穀とが如何なる割合と、又それぞれ如何なる地位を持つて居つたかと云ふことを考へて見まするに、言ふ迄もなく、雜穀よりも何よりも、米が最重要視されたのであります。殊に武士階級と町人階級の主要食糧で米はあつたのであります。それ故に、經濟史學上に於きまして、江戸時代には既に相當の貨幣が通用しては居ましたけれども、何と申しまして

も、米が當時の社會經濟の動脈を形作つて居つたと見べきでありまして、經濟史學者が之を米遣經濟時代と唱へて居る所以であります。即ち金銀は誰が幾ら持つて居つても、それは結局食糧にはならない。萬兩の金錢よりも一粒の米の方が人間の食糧として大切であると云ふやうな考方でありました。殊に凶年に臨んでは、かう云ふ考へ方が一層強く人心を支配して居りましたから、米遣經濟時代と唱へてゐた譯であります。

尙此の米遣經濟と云ふことは當時の社會の何の面に強く結びつけて考へられたかと申すと、云ふ迄もなく、それは武士階級の主食糧であつたのであります。武士は農民から取上げた米を主食糧とし、其の残りを金に換へ、それを文化生活の料に資したのであります。かくして貨幣經濟が武士の生活方便に取り入れられてはありましたが、然も食糧としての重要性が最も大きかつたのであります。以上の理由により武士階級に取りては租税として米を取り上げることが頗る重要であつた譯であります。

租税制度を詳しく説明するのは餘分になるから詳しいことは省きまして、極く大

雑把なことを申し上げますと、領主が百姓から租税を取上げる方法には定率で取上げる場合と、定額で取り上げる場合があります、定率で収納するには豫め定められた石高の中の二分半とか三分半とかを租税として徴収するのでありまして、収納の割合だけ定めてあるから、毎年の収納高はその年の作柄により違ふことになり、次に定額と云ふのは、一村から毎年極つて何百石とか、何十石とかを取り上げるのであつて、數額をはつきりと定めて置く、かうして定つた額を村々に割り附けるのが定額納付制度であります。元來租税制度は藩に依つてその建前が色々違ふのであります、大體を申し上げますとこの定率制と定額制の兩法に依つて徴収したのであります。かうして藩主が取上げた米は如何にして配分されたか、其の配分の仕方はどうであつたかと申すと、茲に云ふ配分とは商品としてではなくして、藩主が藩庫に収納した米を家中の武士に配分することであり、この収納米の配分方法に二通りあつた、其の一つは切米給與でありまして、現穀を何十石或は何百石と云ふ風にそれぞれの身分に應じて家中士に現物を給與する、それが切米給であります。今一つは領内何ヶ村かを知行地として、割いて年貢収納地とし、其の知行から上る米を

武士に與へ、この給與米を以て生活させるのであります、かうした武士を所謂知行取りと申します。大體かうした二通りの徴税制があつたのであります。斯う云ふ方法で藩の方が農民から租米を取り上げる、取り上げた米を今申しましたやうに武士の方で一部は飯米として消費するが、他の一部は町に賣り出し交換經濟の代にして金に換へる、其の金で彼等が必要な品物を買ふことになつて居つたのであります。次にこれを農村側から見ますと、農村社會には既に地主階級と自作階級と小作階級とが分れて居りました。尤も寛永年代から土地永代賣買禁止法が實施されて居りましたので、今日我々が想像するやうな大地主は澤山出來得なかつたのであります、併し實は此の土地永代賣買禁止令は幕府が一應は發令しましたが、農村では金融の遣り繰り上、どうしても土地を賣らねばならぬ必要に迫つて、潜かに取引をする者が相當ありましたから、土地永代賣買の禁止令は布かれましても、自然その間に法を潜るものが出來て大小の地主が生れて參りました。かうした富裕農家又は町人が土地を買取つて地主となる傾向がありました。このやうにして地主、自作、小作と云ふ階級が江戸時代の中期以後になれば、はつきりと農村社會制度として存



在する模様が見えたのであります。

此の地主が小作人から取り上げた米を一方租税として上納し、他方自分の所得として収入する方法をお話し致しますと、租税として米を上納する場合に、自分が先づ小作人から小作料を受取つて、それを自分の手で藩の方に上納する場合と、小作人が村の役宅に小作料分と租税分とを別々に持つて行つて納むる場合とがあつたのであります。そして、この米の生産者たる小作人が地主を経ずに、直接藩庫に納めた事實は、今日の小作制度又は租税納付制度と較べて、著しく異なる點であります。それから自作農階級は自ら米を作り、自らそれにより生活するのでありますから、小作関係には無論這入つて行きませぬ、彼等は租税として上納した残りは全部自分の手取りになる。言葉を換へて申せば、地主並に自作農は租税を上納して残つた部分は全部自家に消費するのであります、荻生徂徠でありましたか、租税のことを「免」と云ふのは領主の方で取る丈け取つてあとは百姓に食ふことを免すから、それを「免」と云ふのだと説明して居りますが、成程と頷かれます。尙小作人のことでもあります、小作人は小作料を地主に納めて残つた部分は自分で食ふことになりませんが、

事實上小作農階級の手許に残る米は非常に僅かであつたのであります。當時の農民の納租額と小作料と手取額とは時と所とにより多少づゝ相違がありましたけれども、小作人は往々にして産米の殆んど全部を租税として、又は小作料として出してしまふと云ふ事實がないではありませんでした。そして租税として上納した大部分は領主並に藩士の食糧として消費され、他の一部は町に賣り出される、さうして残つた幾分か、地主、自作、小作人の食糧となつたものであることを、再應ながら申し上げて置きます。

## 二、財政と稻作奨励

次に江戸時代に稻作がどれ位普及して居つたかを考へて見まするに、元來稻は印度の原産であつて、是が南支那に入り、中支を経て北支に及んだのであります、此の支那の稻が日本に傳はつたのはどういふ徑路を辿つたのであらうかと云ふことはまだ學界でははつきりつきとめて居りませぬ。或る人は南の方から直接日本に渡つて來たと云ふ説を唱へて居り、或る人は中支から北支、北支から朝鮮半島を経て

日本に渡つて來たのであらうと言つて居ります。私は後者の見解を取り、北支から朝鮮を経て日本に渡つたものだと思ひます。何れにしても、これは日本建國以前に懸ることでありませう。さうして、豊葦原千五百秋瑞穂國と云ふあの麗はしい言葉の使はれた時代にも既に我が國土の一部に稻が栽培されて居つたのであります、即ちあの時代の稻作は今日の畿内、中國、四國、九州地方に僅かに普及して居つたのであります、まだ今日の關東、北陸、東北地方には作られて居なかつたのであります。後ち平安朝時代になりまして、やつと東北地方に稻作が普及し始めたやうであります、今日學者の調べた所に依れば、現在の青森、秋田、岩手、福島、宮城地方を通じて僅かに七十萬石位しか米が取れなかつたと云ふことでありますから、その普及程度は大したものではなかつたと思はれます。降つて江戸時代になると、水田が俄かに東北地方に擴張されて參つたのであります、此の東北地方に米作が普及したと云ふことが日本の農業界に大きな禍ひを來す根本の原因を成したのであります。我々が江戸時代の食糧問題を考へる場合、このことを忘れてはならないのであります。

次に江戸時代に於ては水田が凡そどれ位拓け、どれ位米が收穫されたかと云ふに、是迄經濟史家間で色々調べては居りますが、何と申しまして、三百諸侯は銘々の領域内で産業政策を施して居つたので、産業統計と云ふものがはつきりしてゐない。先年農林省の耕地課で出版した調査書を繰つて見ますと、幕末に近い弘化年代に約四百萬町歩の耕作地があつたと書いてあります、其の面積中で畑が約半分、水田が約半分と見、一反歩の米の收量を其れに乗ずれば全國の收穫高が凡そ分る譯であります。然らば幕末に近い頃の米の反當收量は凡そどれ位であつたかと云ふに私は大正十五年頃に全國四十二ヶ村の古老に對して、徳川時代の末頃の一反歩の米の收量は何程であつたかと云ふ聴取調査を致したことがあります。調査範圍は殆ど全國に跨つて居りますが、調査を依頼した人は當時六十歳から七十歳・八十歳位の老爺さんでありました、これ等の強記なる老人四十二人に就いて聞いたのであります。そして其の結果を集計して見ました處、全國を通じての反當平均收量が一石八斗になつて居ります。參考の爲に一寸現在の米收量を申し上げますが、現在は普通の作柄で全國平均二石であります。この現今の二石と、江戸時代の一石八斗とを比べて見る必

要があります、江戸時代末期に於きましては、此の一石八斗の中から領主に納めるものが六斗五升八合、耕作者の取前が一石一斗七升、小作者の場合は此の内から六斗四升を地主に拂ひますから、それ丈け手取り高が少くなる譯であります、尤も右の反當收量一石八斗は樂觀的に見過ぎた傾きがあるのであります、其後各方面で調べた文獻によれば、もう少し平均反當收量が少かつたかのやうに見えますが、私の手によつて調べました材料によつて計算すれば、一石八斗であります。しかし一石八斗を前述全國耕地反別四百萬町歩の半分の二百萬町歩に乗ずれば、三千六百萬石と云ふ數字が出ます、此の三千六百萬石と云ふ數字は少しく多過ぎるのであります、大體は左様に計算されるのであります。

次に食糧増産の爲に徳川幕府並に各藩はどう云ふ政策を施したかと云ふことを考へて見たい。江戸時代の半ば頃の全國人口は約二千六百萬人であつたが、幕末に近ければそれが二千九百萬餘、約三千萬人に近い數になつて居ると人口統計史學者は示して居ります。尤も江戸時代には、饑饉が頻々として起つて居りましたし、又疫病が流行しても、之れに對する治療の方法が完備して居らず、又産兒制限が隱密の

間に行はれてゐたので、人口の増加が遅々として進まなかつたのであります。このことは當時の各村々の戸籍帳即ち宗門改帳を五十年間、六十年間、百年間と調べて見ても判るのであります、殆ど一進一退であつたことが推測されます。併し年月の進むに連れて段々と人口が増して來たことだけは疑ひありません。

茲に申添へて置かねばならぬことは、江戸時代になりますと、貨幣の運用が段々と盛んになつた爲に、所謂前期的な資本主義制度が盛んになつて、幕府は全國の金山を手中に收めて直營し、又各藩でも鑛山をやるやうになりました。この他、貨幣の流通量に影響を及ぼす大小の事業が天領私領を通じて起り、其の企業主は夫々相當の利益を擧ぐることが出來、之に對し幕府や藩の方で屢々御用金だの、寸志金だのと言つて、所定の運上以外に臨時上納金を申附くる、この貨幣收入に依つて天領に於ては幕府の財政が、各藩に於ては各藩の財政が補填されたのであります。併しかうした貨幣通用は實は部分的な現象でありまして、天領私領共に財政の大部分は矢張り農業生産に依存してゐたのであります。殊に食糧としての米を農民から徵收すると云ふことは江戸時代三百年を通じての一大政策であつたのであります。故

に人口が段々と増殖し、文化の程度が高まるに連れ農地開拓事業が各地方に起りました。即ち淺瀬の海岸或は河岸を拓いて水田にする、實例で申しますと、越後の溝口藩では今の北蒲原郡邊が茫々たる葦生えの沼地であるのを拓いて立派な水田とした。今日の市島さんとか、佐藤さんとか云ふ大地主は江戸時代の初期に十三人衆と言はれた郷士の家柄でありましたが、此の人達の開墾に依つて、尨大な水田があつた。邊に拓けたことは御承知の通りであります。又元祿の頃に彼の大和川を今の堺市の所に切り落して所謂川換を行ひ、今日の大坂府下の北河内郡地方の沼澤を開拓して、立派な水田にしたのであります。この外、各地方の村々で灌漑施設として溜池を作つたり、川から水を引いたりして、水田を拓いた例は枚舉に遑がありません。川から水を引いて水田を開いた實例として今一つ申し上げますと、一昨十四年私は九州の人吉に參り、元祿の頃に人吉藩士の高橋政重と云ふ偉い人が、玖磨川から水を引いて、あの邊の水田二千町歩を拓いて美田を得、今日でも其の恩澤を蒙つた農民の子孫から非常に感謝されて居るのを聽いて先人の偉業に感服したのであります。このやうにして、米遺經濟時代である江戸時代に於ては米穀増産の爲に幕府と各藩と

が夫々努力を續けたのであります。その各種の開墾方法に就ては更にこれから改めて御説明申すことにいたします。

### 三、増産の方法

食糧増産の方法としては先づ開墾であります。開墾の方法には(一)幕府又は藩の直營(二)城下士の請負開墾(三)町人の請負開墾(四)村請開墾(五)個人開きといふ大體五つの方法がありました。先づこの五つの方法から語りませう。

#### (一)各種開墾制度の態様

先づ直營開墾から申し上げます。

幕府又は藩主が直接に事業を起し、開墾成就後はその新田を自分の直接支配地とするのであります。この直營方法は至る處で行はれてゐたやうであります。殊に私領で多く行はれました。此種の直營新田は明治維新の際に藩主が上地せず、直營地だけはお上に差出さないうで、藩主自身の所有地として地券を貰ひ受け、現に今日迄

も、舊藩主がそれを自分の所有地として小作料を收納して居る例があります。

第二には城下士をして開墾企業をさせる方法でありまして、一般に武士は食はねど高揚子の俗諺のあるやうに、計數に暗かつたのでありますが、併し中にはよく計數に長け、農業の經營などに就ても相當の知識を持ち、開墾企業を立派にやり遂げ得る藩士がありました。この連中が曩に申しました河岸とか、或は海岸とかを藩主から拂ひ下げて企業地としたのであります、かうして荒蕪地を拂ひ下げまする時に、若干の拂下料を藩主に納めて開墾の権利を取得したのもありますが、無償で以て開墾を許された場合もあります。此種の新田の多くはその後地主から賣却されて、城下町人の所有に歸した例が少くない。

第三には、城下の町人が藩主に願ひ出て、どうかあそこの海岸、この河岸を自分に開墾させて貰ひたいと願出る、此の場合無償で拂下けさせることもあれば、若干の拂下料を藩に納めて開墾の権利を得た場合がある、勿論町人と申しても、城下の小賣商人にはかう云ふ大きな仕事は出来ない、かう云ふ企業をやる者は相當金のある藩の御用商の連中で、然も常に藩と密接の聯絡のある連中でありまして。大阪府

下に於ける今日の鴻池新田など町人開き新田の例としては其の最も優なるものでありませう。

尙以上の連中、即ち町人に致しましても藩士に致しましても、自分では農業が出来ないから、矢張り其の近郷近在から百姓を招き寄せ、其の人達の勞働力に依らなければならぬ。處がこの農民達が招きに應じて其の新田の開発に着手した際に、其の開墾企業者と約束をして、自分達は今度此所に來り入百姓として農業の生産に當るが、此の土地を何時でも取上げられるやうでは、安心して農業に従ふことが出来ないから、永久耕作の保證をして貰ひたいと企業主たる地主に申し出づる。其の際企業主の地主は農業者でないから、この入百姓に農業をして貰はなければならぬので、宜しいお前達百姓が此所に來て開墾し、農民となる以上は、此所を永久に作らせる、従つて御前達が小作料を完納する限り其の土地を無暗に取上げることはないと云ふ約束をするのであります。是に於て町人や城下武士を企業主とする開墾地に於きましては、所謂永小作と云ふ特殊小作慣行が芽生えて來るのであります。

第四は村開き新田でありまして、村の者が共同開墾をやる、例へば茲に一つの部

落があり、その戸數五十戸あるとすると、其の五十戸の者が共同開墾をやる、さうして開墾完了後は二反なり、三反なりの土地を銘々分けて耕作するのです。尤もかうした開墾地は本村から幾分離れて居るので、開墾後自分の持分を他人に賣るか、或は其の持分地に自分の弟なり、伴なりを遣して耕やさせることもある。さうしてこの種の村開き新田の名稱としては開いた本村の名前を取つて何々村新田とか、或は何々村新と云ふて新しい名前を用ゐます。即ち本村からの出村又は分郷の意味を現はすのであります。

第五には個人開きであります。村の個人が適當な土地を見付けて其處を獨力で開墾する。個人開きの新田は今日でも何々兵衛開きとか、何左衛門新田とか云うて、開いた本人の名前がその儘新田名に残つて居ります。

以上の如き方法に依つて次から次と新田が開墾されましたから、新田の面積は年と共に増加して行きました、殊に江戸時代の中期以後になると全國に相當澤山の新田が拓かれたのであります。このやうに新田が開けて來たのは一面人口の増加と云ふ必然の事情があつたと共に、領主の財政収入を増す爲に、即ち租稅收納面積を増

す爲に、新田開墾を獎勵したことを看過してはなりません。

### (二) 實地指導

食糧生産の實地指導に致しても、各藩が色々の方法を取りました。併しそれは實地指導と申しましても、要するに勸農實施のことであり、この勸農をする爲に色々名前の役人を置きました、普通には勸農奉行とか、郡奉行とか云ひましたが、熊本藩では草取奉行と云ふ名前の役人を置いた。此の草取奉行は農家が怠けて田畑に草を生やして居れば、之れを巡察監督して草を取らせるのが主要な役目でありますが、廣く云へば、怠けた百姓を鞭撻して勤勞させる所の農業監督者であります。又農學者としての佐藤信淵は田畷と云ふて、その頃では新しい名前の農業指導者を設けて農民を指導させることを唱へました、田畷と云ふのは支那の農政學から借りた言葉であつて、熊本藩の草取奉行と同じやうな使命を帯んだものであります、信淵の考に依れば、農村の名家たる地主とか、郷士とかの資力あり、經驗ある良家の子供を田畷に任命し、是等の者が農村を廻つて農業の指導をすれば必ず農業生産が擧ると考へたのであります。現に信淵が顧問學者として暫くの間滯留致した三河

の田原藩では此の田畷制度を進言してそれが實施されたと云ふことであります。序ながら信淵の農業政策の根本理念に觸れて置きますが、信淵は苟くも一郷一村は勿論、一國を支配しようとする君侯は自ら先づ徳を磨き、實力を養ふて、萬人に垂範する覺悟で臨まねばならぬ、かうした修養を信淵は「創業」と申して居りました、時節柄寔に味ふべき言葉であると思ひます。

### (三) 文書指導

其の次は農學生産に對する文書指導であります。文書指導と申しましても、今日のやうに新聞雜誌で麗々しく書き立てるやうなことは勿論ありませぬ。各地方に住んで、農業全般に委しい老農或は一技能に上達した學者等が稻の栽培法とか、害虫の驅除法とか、又少しく方面は變りますが、果樹の接木の仕方とか云ふやうな方面に就て原稿を書き、それを版に起して農民に讀ませようとする、この原稿を藩の役人が見て、是はなかなか有益である、一つ自分の領内の百姓に知らしてやりたい、就ては早速これを版に起したいとて、原稿を書いた當人に若干の手當を施し、藩の費用で出版するのであります。當時の出版は木版であります、かうして出來上つ

た本を農村の有志たる庄屋とか、名主とかに配布し、庄屋、名主はこの板本に依つて實地に農家の指導を致しました。かうした本を當時の言葉で施板と申しました。彼の江戸時代の有名なる通俗農學者の大藏永常はよくこの施板によつて農家を指導しました。永常と云ふ人は豊後に生れ、後ち大阪で活動し、八十餘歳で亡くなりましたが、徳川時代の三大農學者の一人であります。三大農學者と云ふのは宮崎安貞と、佐藤信淵と、大藏永常の三人であります、永常は此の中で一番通俗的な、誰にも分り易い農業の本を澤山書いた人です。此の人の書いた本で當時一番役に立ちましたのは除蝗録——稻虫を除く方法を書いた本——であります。即ち浮塵子を驅除するには斯うすれば宜いと云ふことを具體的に書いた本であります。要するに各藩はかうした本を出版し、農家指導の用に役立たしたのであります。

### (四) 政治指導

次は上司の政治指導であります。曩に申しました通りに、江戸全時代に於ける各藩の民政は即ち農政であり、農政は即ち民政であり、然も農政は水を治めることが主であつたのであつて、河海池溝の水を治めて稻をよく育てる所の水政に重點を置

かなければならぬ、斯様に考へまして、幕府各藩共に農政中の治水、それから進んで稲作の技術方面に力を入れたのであります。かうした政策を農村に浸透させる爲には、部落毎に組織が要ります、彼の五人組制度の如きもかうした勸農上に相當に利用されたのであります、五人組は御承知の通り、本來は徳川氏が封建制度を維持する爲めの細胞として組織したものでありまして、キシタン、パテレンの普及を阻止し、同時に農村に浪人が潜り込み、封建制度の組織を脅やかすやうなことがあつてはならぬとて、それを取締る目的で作らせたのであります、後には五人組の組織に勸農制度をも加へ、農業指導をも此の五人組を通してやらせることになつたのであります。江戸時代の中期以後になりますと、各藩の村々の者がこの五人組を大いに活用して農業にいそしむやうになりました、今日各地方で発見される村議定書などには能くこのことが書かれあります。

#### (五) 未耕地開發と強制移住

又各地の藩内に未耕地があれば、藩は強制移住を命じました。鹿兒島藩などに其の例があります。之を人移しと申し、人口少くして土地の餘る地區に農民を移住さ

せて農業を営ませたのであつて、前に述べた各種の新田畑もかうした強制移住により開かれることも屢々あつたのであります。尙又藩の方でも必要があれば命令を以て藩士を農村に出し開墾させました。羽前米澤藩の上杉鷹山公が家中の藩士を農村に移住させて郷士に取り立て、養蠶其他の農業をさせたことは有名な話であります、その他の藩に於ても屢々農民又は武士階級の人移しをして、土地と人との結び付きを圖つた例が少くありません。

#### (六) 農民移動の制限

次に農民を農村に縛り付けて、農業生産に従事させた史實に就き申しますと、元來農民は生れながらの百姓であつて、農業以外の職業に従事することを許さない、彼等は永久に村に止つて農業をしなければならなかつたのです、即ち親から子、子から孫へと代々其の村に居つて農業を営まなければならぬと云ふ建前であります。従つて百姓が農業を廢めて他郷に出ることは絶対に禁止されて居りました。若し己むを得ざる用事の爲に他出する場合には身分の保證が要る、即ち往來手形と云ふ旅行券がなければ他領に出ることは出来なかつたのであります。又百姓が密かに離村



即ち駈落、逐電をやつた場合には、其の者を何處迄も追求し、發見次第嚴罰に處しました、更に縦令同じ領内でも村から町に出て町人になると云ふやうなことも嚴禁され、同時に町の者が村に入つて商業をやる、即ち店を開くと云ふやうなことも同じく禁止されて居りました。かうして純農村を飽くまで農民に依つて維持すると云ふことが、天領と各藩を通じての政策の基調であつたのであります。江戸時代にかう云ふ政策が行はれて居つたと云ふことは、日本の農民が農村に定著して農業に精勵する習慣が今の農民の祖父や曾祖父の時代に作られたことを語るもので、示唆を垂るる點が頗る多いのであります。

#### (七) 品種改良

次には品種の改良であります、徳川時代の稻の品種にどう云ふものがあつたかは能く分りませぬけれども、佐藤信淵の本を繰つて見ますと斯う云ふ風に稻の種類を分けて居ります。即ち出雲稻（是は山陰地方に多い）、越稻（是は北陸地方に多い）それから日向稻（是は九州地方に多く分布して居つた）斯う云ふ稻の種類があつたと彼は言つて居りますが、是等の稻を當時の老農が色々苦心して改良したのであり

ます。然も改良方法としては今日のやうに農業科學の知識が發達普及してゐませぬから、甲の種類と乙の種類とを掛け合はせて、新品種を作ると云ふやうなことは出來ない。さう云ふ知識は當時は誰れも持つてゐない、そこで收量の多い稻の穂を見付け出すとか、或は特別に冷害に強い稻が一株、二株あるのを發見するとか、又浮塵子が猖獗を極めた年であるにも拘らず、或稻の品種だけは虫害を受けなかつたとか、又は早稻の品種が欲しい時に偶然早稻の品種が田圃の中に見付かつて、其の穂を抜いて翌年の種子とするとかと云ふやうに、段々自分の希望する稻種を見付け、それを栽培して新品種を仕上げて行く所謂累積淘汰法に依る品種の改良が行はれたのであります、それ故に各地方に色々の名前、例へば權兵衛と云ふ人が自分で新しい品種を累積淘汰法により作り上げれば、それに權兵衛と云ふ名前がつかます。斯様にして數多の品種が出來て、それが相當に重寶視されたのであります。併し明治維新後になりますと、歐羅巴農學が入つて來て、科學的に品種の改良をやるやうになり、曩に申した交雜法により新品種を造成することになつたのであります。

## 四、食糧減少と其對策

以上申したやうな色々な方法で幕府並に各藩が食糧生産を指導して居りましたが、かやうな生産政策が盛んに行はれて居る半面には、食糧の減損することがありました。茲に減損と云ふのは、作付反別の減ずる場合と、生産せられた米そのものが減少する場合のあつたことを云ふのであります、それを順次に申しますと、

## (一) 渡來作物栽培の擡頭と産米の減少

稻の作付の減少する原因としては先づ第一に江戸時代になつて煙草の栽培と、棉の栽培と、砂糖の栽培が始つたこととであります。私共は今日煙草とか、棉とか、砂糖とか云ふ名前を聽いても何等珍らしくも思ひませぬが、江戸時代の半ば頃には煙草とか、棉とか、砂糖とかは非常に新しい珍奇な作物であつたのであります。煙草は天正、文祿の頃に初めて南蠻から九州に渡り、それから全國に普及したのであります、あれを飲めば一種の快感を感じますので、當時の國民が我れも我れもと煙

草を吸ひ出し、従つてそれが商品として發達し、値段が相當高くなり、その商品價値が農村に知れ渡つた爲に、農民の方で進んで栽培するやうになり、甚しきは水田を潰し、畑を潰してまでも其の跡に煙草を植える者が殖えて參りました。殊に幕末に近い頃になると、煙草作りが非常に殖えましたので、徳川幕府初め各藩は水田にむざ／＼と煙草を植えてはならないぞと云ふ御法度を出したやうな次第であります。次に棉花も實は足利時代の末頃になつて本格的に内地に普及し始めたのであります。元來棉花は王朝時代に昆崙人が三河に漂着し、それが棉花を携へ來り、始めて同地方に棉作を開始したと云はれてゐますが、併し實際には其頃には餘り普及せず、従つて爾來貴族階級は絹布、庶民階級は栲布と申しまして、楮の布とか麻布とかで作つた布を着てゐましたが、足利時代の末頃に一たび棉花が普及すると、之を衣料として賞美する風が高まり、商品としての價値が認められ、農民も進んで之を栽培し出したので、それが穀物栽培面積に影響することゝなつたのであります。次に砂糖は慶長頃に初めて日本内地に入つて來ましたが、實は日本國民は甘蔗糖の入つて來る前までは甘味料としては多く飴類で満足して居りました、然るに一度び甘蔗糖が

入つて來ると、此の甘味に非常な魅力を感じて、各地方とも砂糖黍を栽培するやうになりました、殊に九州とか、四國とかの温暖地方で盛んに栽培されました、殊に四國の讃岐地方は砂糖栽培地として有名でありました。彼の有名な江戸時代の奇才平賀源内が自分の郷里讃岐から甘蔗苗を中國の備前に持つて行つて、その栽培法を指導したと云ふ逸話の残つて居りますやうに、到る處で砂糖黍と云ふ新作物に對して魅力を感じてゐました。かうして中國、四國、九州地方には砂糖の栽培が随分と普及しましたが、それが段々水田に影響し來ると、米の栽培面積が減少するので、猥りに水田に砂糖を作つてはいけなひとて、之を却つて阻止する政策を採つた例も見えて居ります。

### (二) 産米減損の諸因

それから折角米が生産せられても、それが途中でなくなる場合があります。其の主なるものはあの廻米途中の減損であります。九州、中國、四國地方に出來た一般の米は瀬戸内海を通つて大阪に持つて來る。又各地の天領に生産された米は江戸の藏前に運びましたが、何れも海上輸送によりますので、其の途中で難船して廻米のな

くなることがあります。彼の江戸時代の事業家河村瑞軒が幕府の役人として奥州の廻米制度に一大智慧を絞つて廻米途中の減損を少くしたのは有名な話であります。即ち彼は海上と陸上との連絡をうまく取つて、船が難破しないやうに奥州東岸から房總半島の海岸に人を派遣し、それと海上の船頭と相圖をして、陸上から此邊りは何國の何と云ふ村だと云ふ風に、水陸よく聯絡を計つて船の難破を防いだのです、この功績に依つて河村瑞軒は徳川幕府から御賞めに預かつて居りますが、かやうな逸話の残つて居りますほどに、廻米途中で、米の減損することが屢々あつたのであります。

併し何と申しましても生産米の減損するのは饑饉でありました、江戸時代に於ては社會經濟組織が封建制度と云ふ特質を持つて居り、此の特有なる社會經濟組織に依つて饑饉の困難を加へたのであります。その困難とはどう云ふことであるかと申しますと、先づ日本全體の社會經濟組織が世界に對して封鎖されて居ると共に、日本全國に對して各藩が割據して居る。更に又各藩内に於きましても、各村は一つの法人的性格を持つてゐて、村そのものの結合はなか／＼鞏固でありましたが、他村

との間に物資の需給上論争が起つてもそれを敢て意に介しないと云ふやうな場合で、一藩内の村々は銘々割據經濟を營んで居る實情でありました。是が爲めに饑饉凶年に際すると、食糧配給上、色々の障害を起すことになるのであります。それから貨幣としては大判、小判、分銀、文錢などが通用してゐましたけれども、前に申しましたやうに、貨幣は饑饉時には殆ど無力であつて、金は一向に物を言はなかつたのであります。即ち金銀財寶を山と積んでも、金銀で購ひ得べき食糧そのものが無くなつたので、何とも施すべき術がないと云ふ實情でありました。

それから交通が頗る不便であつたと云ふことを逸してはならない、尤も海岸地方では先きにも申したやうに、若干船便に依つて遠方から米を取寄せることが出来ました、奥州廻米に就ては前に觸れたから茲では省くことにしますが、その他の地方では、秋田の佐竹藩とか、羽前の鶴岡藩とかでは饑饉の爲に米が不足すれば九州肥後地方の米を船で取寄せたのであります、併しかうした方法により得たものは極く一部分でありまして、船便を求め得ない山間地方では、運輸不便の爲に饑饉の被害が更に激化した次第であります。

饑饉の主原因たる冷害としましては、元祿、寶曆、天明、天保が最も激甚でありました。其の中につきましても、天明、天保が最も激しかつたことは御存じの通りであります。饑饉は凡そ何年毎に起つたのであるかと申しますと、今日では氣象學が發達してゐて、大體の推察が出来ませうが、氣象學の知識が幼稚であつた江戸時代に於ては、科學的に之を説明する方法を知らず、極く大雑把な推測をする程度でありました。例へば大饑は五十年毎、小饑は三十年毎に來ると云ふやうな周期説を唱へたのは羽後の老農高橋正作であります。この大饑小饑説が果して妥當な學説であるか否かを、今日の科學的知識で研究して見たら面白からうと思ひます。

次に蟲害による饑饉であります。誰方も御存じの通り、享保十六年の浮塵子の被害によつて中國、四國、九州地方に大饑饉が起りました。此の年には西南地方は浮塵子の爲に稻作は殆ど全滅し、色々悲惨な話が残つて居ります。例へば今日迄も義名を残して居る所の伊豫の松山藩の筒井村の義農作兵衛の義死、又今日の島根縣石見國大森銀山領の代官井戸正明が一度び收納した庫を開いて窮民を救ひ、猶又薩摩地方に人を派遣して薩摩地方から薩摩芋を取りよせ之を代用食として普及させ、

今日でも芋代官としてあの地方で尊敬されて居ると云ふ美談が傳はつて居る次第であつて、何れも皆な享保十六年の浮塵子の被害に依る饑饉が生んだ史實であります。

浮塵子の驅除法としては今日石油を水田に撒き、それが浮んで居る所を竹の笹などで拂へば、蟲が石油の浮んでゐる水上に落ちるから、死んで仕舞ふことは皆様御存じの通りであります。此の害蟲驅除の知識は一體何年頃に始まつたのであるかを考へますと、農業史の教ふる所に依れば、油で浮塵子を驅除する方法を一番初めに發明したのは、寛文十一年筑前國遠賀郡水巻村の藏富吉右衛門と云ふ人でありませう。此の人は鯨の油を水田に注いで浮塵子を驅除すれば効果があると云ふことを初めて唱へたのです。此の人は明治四十三年に福岡縣農事大會で農業界の恩人として表彰されて居ります。更に其の後になりまして、享保五年、同じ筑前國糟屋郡多々羅村の大丸彦四郎と云ふ者が種子油で蝗蟲を驅除する方法を發明しました。この人の徳を賞して今の九州帝大の構内から餘り遠くない所に記念碑が建てられてありますが、私數年前福岡帝國大學に所用あつて參つた際、それを實見しました。今日か

ら考へて見ますと、寛文十一年に同じ筑前國の遠賀郡で油で以て浮塵子を驅除する方法を發明して居るのに、其の後五十年を経た享保五年に同じ國內の糟屋郡の者が同様な方法を發明したと云ふのは如何にもをかしいのであります。多々羅村の大丸彦四郎の發明した動機を石碑の文字に依つて讀んで見ると、彼れが盆の七月七日に佛壇の燈明道具を取り出して洗ふたことに基くのであります。この風習は私共の郷里でも残つて居ります。一年中種油で佛壇に燈明し、それが油で汚れて居るので、盆の直前に洗つて先祖の御靈を迎へると云ふ慣習であります。かうして大丸彦四郎は自分の屋敷の前の田の畔に行つて佛具をどしどし洗つたが、佛具に附着して居る油が落ちて田の水の上にはばつと散り擴がる、それを彼はじつと見てゐたが、その時は氣もつかずに自宅に歸つた。翌朝そこに行つて見ると、前夜に吹いた軟風によつて、稻の葉に止つて居つた浮塵子が田の面に落ちて皆死んで居つた。大丸はそれを見て考へた。浮塵子の害虫を除くには油が利くなあと、併し種子油は高價で金が懸る、あの邊は肥前の平戸に近い處であり平戸は鯨油の生産地であるので、この平戸から鯨油を取寄せ稻田に撒いて見ると、其の効果が靚面である。その後彼の指導

に依つてあの邊は鯨油を水田に撒布して浮塵子を驅除することにしたのであります、其の後十一年を経て享保十六年になると、曩に申したやうな大饑饉が西國地方一帯を襲ひましたが、この新驅除法によつて糟屋郡地方は饑饉の害から免れたと云ふことを石碑に書いてありますが、今日のやうに交通の便利になつた時代に於ては以上の話は如何にもをかしいのであります。遠賀郡と糟屋郡は今日は汽車で一時間かそこらで行けるのであります。それなのに、糟屋郡の百姓が享保年間に於て、五十年前の寛文年間の發明を知らなかつたとは如何にもおかしいのですが、惟ふに是は畢竟するに、當時交通の便が宜くなかつたので、遠賀郡あたりで發明されたことが享保年代になつてもまだ糟屋郡あたりに普及しなかつたと見る外はないのであります。併し油で驅除する方法は其の後各地方の農家に知れ渡り、その有效であることを農家が覺えて參りました、この間曩に申しました農學者の大藏永常の如きは其の著「除蝗錄」の初めから終り迄、蝗虫を鯨油で驅除する方法を論じ通して居ります。殊に二頁大の背美鯨の繪を描いて、鯨と云ふ動物は斯んな大きなものだと言ふことまでも説明して居るあたりは、啓蒙的な書物として成る程と頷れます。このやうに浮塵

子を驅除する方法として油が有効であることは後ち天保の頃になると、殆ど九州一圓に擴まつたやうであります。其のことは拙著「日本農民史料聚粹」の中に「九州表防蟲聞合記」と云ふのにも出て居ります、その荒筋をかいつまんで申しますと、越前大聖寺領の勸農方が北陸地方に浮塵子がはびこるので、九州地方に人を派してその驅除方法を調査させたのであります、即ち聞く所によれば、九州地方では稻の害虫を驅除するのに油を使つて居るらしいから、それを調べて來いと云ふので、今日の所謂調査委員を九州地方に派遣したのであります。此の調査委員の連中は天保十一年正月に筑前、筑後、肥前、肥後、日向の諸國凡そ二十ヶ村を廻つて歩いた。さうして結局浮塵子を驅除するには鯨油が一番廉價で宜しい。それがなければ種油か胡麻油がよいと云ふ結論を得て大聖寺藩に歸り、上役に報告して居ります。注油驅除法をはつきりと指示した有力な資料であると思ひます。かうした注油驅除法も明治維新後になれば石油が海外から大量に輸入せられて、害虫驅除上新しい役割を果すことになつたことは御承知の通りであります。

## 五、貢米出納の徑路

話は前にかへりますが、農民が色々苦心して作った米をどう云ふ順序で藩主に納租したかと云ふことを今一度説明して置きます。江戸時代の村々には郷藏の施設がありました、此の郷藏施設の目的には二通りありました、元來米は毎年の出來秋に農家から收納して郷藏に運び、郷藏から人間の背中又は馬背に乗せて藩指定の倉庫に送り込む順序となるのですが、郷藏は農家から藩庫に至る間の仲繼の倉庫である、これが第一の目的であります、そしてこの郷藏は年貢米を納めてしまへば後は空っぽになる、この空っぽになつた郷藏を利用して備荒貯蓄に利用する、これが第二の目的であります、後の目的に向ひ東北地方では多く稗とか、粟とかを貯へ、西南地方では靱を多く貯へました。併し全國の上から云へば、郷藏に貯藏したものは靱が多分であつたのです。靱は御存じのやうに翌年に持越しても虫が附かないが、玄米にすれば虫が附くので、靱の儘に貯藏する場合が多かつたのであります。併し

東北地方の郷藏を歴史的に調べて見ますと、江戸時代の半ば頃迄は稗が多く貯へられました。然るに幕末に近づくに従ひ水田が開發されて、米の收量も殖えたので段段それが靱に代るやうになりました。このやうに郷藏には靱や稗が貯藏せられたが、こうして圍まれた靱や稗は、饑饉時に入用であるから平生は極大事に取扱ひ、村の寄合の席上などで話合つて、その保護方法を工夫し、火事の場合などは何某が駆けつけて火消しをする、泥棒用心の爲には毎夜見張りに行くと云ふやうなことをきめてあつたのであります。かう云ふ風に郷藏は二つの用途に充てられてたのであります、今申上げてゐるのは、専ら年貢米を取立てる場合の郷藏のことでありませう。

尙年貢米がかうして村の郷藏から藩の藏へ運ばるゝ場合、其の途中で減損するところがあります、即ち前に廻米に就て申しましたやうに、例へば越後地方の米を大阪や江戸に持つて來るには越後の沼垂の御庫で一應收納したが、この庫の中でも租米が減少したのです、これに就て私は面白い話を聞いて居ります、先年私が越後の農村を調査した際聞いたのですが、越後の沼垂の倉庫には倉雀と云ふ者が居つた、庫雀と云ふのは不正なことをする人間の連中です、即ち其の庫に使はれて居る役人の

女房とか子供とか、何百俵、何千俵と積まれてあるお庫の米を少しづつ、掠め取るのです、どうやって掠め取ったかと言ふに、子供に袖のある着物を着せ、袖の中に大きな袋を藏つて置き、其の袋の口に竹の筒を結び付け、竹の筒の先を尖らして置く、子供は親達の内命によつて庫に入り、尖つた竹の尖を俵に一寸突つ込んでゆすぶると、俵の米が竹筒を通つて袋の中にじよろ／＼流れ込み、暫くすると袋の中に米が一杯になる。子供は何喰はぬ顔をして家に歸つて、お母さんお米が澤山取れたよと件の袋を出す、母親はそれはよいことをしたと譽めて、次の何日目かの同じ仕事を嘆かす、かうしてお庫の中の米を掠め取る子供を庫雀クラズバと言つて居ました。是が爲に租米が愈々指定された場所の倉庫、例へば大阪とか江戸とかについて俵を検査して見ると意外にも四斗入つて居る筈の米が三斗九升何合しか入つてゐない、是は訝しからんと役人からお叱りを受ける、故に地元では農民に對して豫め俵の中に附加米一升とか二升とかを入れさせる、それが彼の込米の起つた原因です。更に又藩の指定倉庫でも、幕府の指定倉庫でも、必ず榊取と云ふ役人が居つて、米の品質と、米俵に入つて居る米の分量を検査しました。此の手合には正直者も居ましたが、中に

は相當不正なことをやる者も居りました。即ち一斗榊に米を入れて斗搔きでじやつと前方に押す際に、手加減を加へ、斗搔きを少々浮からして押すから、一斗榊の上には米が二合とか三合とか残ることになる、それだけ租米の取高が増すことゝなるが、百姓の方はその分餘計に徴收されるのです、故にさう云ふ榊取に對しては天罰が當つて啞の子供が出来たり、盲目の子供が出来たりした話も残つて居ります。これも「込米」慣習の起つた原因であります。

租米は右のやうにして郷藏から仲繼の倉庫、それから最後の倉庫に届けらるゝのであります、かうして受取つた米を領主は曩に申した通りに一部は飯米として消費し、他を販賣し、藩士も亦一部は食用とし他の一部を金に換へたのであります。

#### 六、穀物貯藏制度

其の次は穀物貯藏制度であります、江戸時代の穀物貯藏は所謂穀物の量の調節と、價格の調節を目指して行はれました、一般貯穀制度としましては所謂三倉の制があ



りました、三倉とは、義倉、社倉、常平倉のことであつて、何れも支那の制度を模倣したものであります。義倉は藩主とか藩内有志とかから若干の穀物を寄附する、殊に城下の町人や、農村の地主が寄附したのであります、この寄附によつて米又は雜穀を貯藏する、それを義倉と云ふのであります、義倉は各地の藩殊に東北の諸藩に依つてよく行はれました。次に社倉と云ふのは町や村の者が穀物を持ち寄つて貯藏する方法であります。各地の郷藏に貯へてある扱と稗は實は此の社倉式によるのであります。村の農家が自分で作つたものを少しづつ持ち寄つて備荒の爲に貯藏するから社倉制度の中に入れて考へてよいと思ひます。併し彼の郷藏は何處でも郷藏と呼びまして、社倉などと言つて居りませぬが、其の性質上から社倉であることに相違ないのであります。唯本來の社倉は藩が指導して設置したので、藩内有志から金穀を募集し城下に大きな社倉を作つたのであります、即ち富裕な者を語らつて今日の社団法人の如きを拵へて、現穀貯藏制度を維持して行くのであります。次は常平倉ですが、常平倉と申しますのは米の安い時に買上げ、高い時に賣り出す處の米價の調節の爲に起したものであります、かう云ふ倉庫は村々には勿論ありませぬ。

ぬ。大きな財力を持つた藩主のやる仕事でありました、例へば水戸藩主の指導に依つて、水戸の城下に常平倉が作られてありました、この制度は米價の騰落を調節する爲に役立つたものであります。

#### 七、農民と米食制限

次に農家に對して米を無暗に食へてはならないと云ふ制裁のあつたことをお話したい。徳川幕府も、各藩も、屢々儉約令を出して、百姓たる者は妄りに米食をしてはならないと云ふ禁止令を出して居りますが、このやうに米を妄りに食へてはならないとのことは、各藩の民政に於て繰り返し々々云はれて居るのであります、少しも珍らしいことではありませぬ。殊に百姓たる者は年貢米を納める前に米飯を食へてはいけない、又納租前に米を賣却してはならないと云ふ風に取締りを行つた藩がありました。今日の山口縣下、毛利藩の一部であつたと思ひますが、同地方では特に役人をして農村を廻らしめ、農家の食事をする所を巡檢して、米飯を食つて居

るものがあれば其の農民を逮捕して水牢に入れた。其の爲に件の農民は足が腐つて死んだと云ふ説話が残り居りますが、このやうに封建君主は農民に對して米の消費を極力制限し、米を多く取上げる政策を執つたので、農家の食べるものは其の量が非常に少くなり、又其の品質が粗末となり、米粒は飯の中に殆ど入つて居らず、百姓の食べるものは雜穀ばかりであつたと云ふてもよい程であります。茲で一吋附け加へますが、先刻申したやうに、私が江戸時代の農家平均反當收量の調査を致した場合に、當時の農家はどんなものを食べて居つたかを調査致した所、何れも非常に粗末なものを食べて居つたのでありまして、今日の農家の食べるものより遙かに劣つてゐたのであります。

#### 八、農村物資缺乏と自給自足經濟

次に序でながら當時農村に於ける一般物資の需給に就て語ります、當時は山間地方には海産物は殆んど入つて來ないと云ふてよい位でした。尤も海と山とを連絡さ

せる交通機關のある場合はさうでもなかつた、前にも申したやうに、當時は各藩とも割據生活をして居り、海岸地方の諸藩と山間地方の諸藩とが不流通状態の下に置かれてあつたので、山間の住民は農林産物だけで満足せねばならぬ状況でありました、併し特殊の運輸交通機關の開けた地方は例外でありました、例へば今の長野縣の鹽尻地方から今の愛知縣三河豐橋地方に至る間に仲馬と云ふ運輸制度がありました。此の仲馬と云ふのは馬の背中に信州の山の幸を乗せて三河の海岸に出る、三河からは鹽とか魚の鹽漬とかを馬背にのせて信州に運び込むのであつて、之をあの方では陸船（りくせん）と言つて居りました。此の陸船即ち仲馬の制度に依つて海の幸と山の幸とが交換されて、信州地方の人達は海の幸を若干利用し、三河の人達は信州の農林産物を利用し得たのであります。彼の俗謡の「木曾へ木曾へと積み出す米は、伊那や高遠の餘り米」と云ふのは、この仲馬の連中が馬の手綱を握りながら、長の道中を歩く間の鬱を晴す爲に謳つた馬子唄だと傳へられてゐます。

併し全國の上から云へば、前申したやうに農村は二重、三重の封鎖經濟の下に置かれてありましたから、各種の必需品は潤澤でなく、殊に必要缺くべからざるもの

は己むを得ず自家の製造に待たねばならぬ状況でありましたから、農村内部に於ては自然と自給自足経済が起つたのであります、即ち衣料としては棉や麻を栽培し、それを自ら紡いで織り、又食料の醤油や、味噌は勿論、酒も自家用のどぶろくを用ひ、煙草も自ら栽培して刻んで喫すると云ふ風でありました。かうした自給自足経済の下に置かれてある所に農村の強味があつたと共に、一旦饑饉に遭遇すれば、その打撃も亦大きかつたが、又回復も比較的早かつた譯であります。

### 九、米の貴重品化

偕て以上申し述べましたやうに、江戸時代の一般経済が米遣経済であると共に、封建支配者が租米の徴収を強行することにより農民の手に残る米は殆んどなく、よしやあつても、それは碎け米に過ぎぬと云ふ状態であるから、農民の方では美味なる米に對する憧憬と魅力を強むるばかりでありました、食糧としては米が一番うまい、このうまい米を農民は折角作りながら、自分で食ふことが出来ぬので、益々米

を大切に思ふ、詰り被支配者たる農民までが米を以て至上の貴重品と考ふるやうになつたのであります。

米を作りながら米を食ふことが出来ぬと云ふ社會制度と共に、米を作りたいが地勢の関係上米を作らうにも土地がない、土地に出来る作物は畑のものばかりと云ふ地方では、その欲する米が尙更手に入り難いので、米に對する執着が一層強くなるのであります。農民の方でかくも米を貴重品と考へて居る際、領主の方では米をどしどし租税として取り上げるので、領主側でも聊か氣兼ねしたやうであります、即ち被支配者たる農民から米を徴收しようと思へば、自由に徴收出来るが、農民に背かれては堪らない、農民に背かれなためには彼等を愛撫しなければならぬとて、農民に對して感謝の意を表した藩主があります、その例としては、皆さん御熟知の彼の水戸光圀の農人形の故事であります、彼は農人形を拵へて之れを御膳の端に据え、毎朝箸を取る前に米粒を農人形に捧げ、禮拜してからでなければ御飯を食べなかつたと云ふことであります。彼の詠んだ『朝な朝な飯食ふ度に忘れじな、恵まぬ民に恵まるゝ身は』と云ふ歌は、實に支配者層の農民と米に對する氣持をよく現は

してゐます、即ち藩主は思へらく、農民は自ら米を作りながら自分で食べないで我等に捧げて呉れる、それでこそ我等は今日斯うして高膳で飯を食べることが出来る、感謝しないで置かれようかと云ふ氣持であります。

尙附け加へて置きますが、江戸時代の中葉までは一般民衆は米を精白しないで玄米の儘で食べ、その半ば以後に至つて白米を食べるやうになりました。其の限界が凡そ何年頃であつたかと云ふことははつきりしませぬが、大體元祿の頃に初めて庶民階級が白米を食べるやうになつたと云ふことが記録に留つて居りますから、支配階級は別とし、庶民階級が白米を食べる習慣は江戸時代の半ば以後に始まつたと考へてよからうと思ひます。米を精白すればその味が一層佳味になるので、この點でも庶民階級が一層米を賞美し、それを益々貴重品化して行つた譯であります。

#### 十、凶荒と對策

次に饑饉とその對策に移りますが、饑饉のことは餘りに一般に知れ渡つて居り、

前にも一寸觸れたから茲に詳しくお話する必要はないと思ひますが、その對策に就いて極く大雑把に掻ひ摘んで申し上げますと、饑饉の場合には先づ蕨の根、葛の根などを食べました。かう云ふ代用食は冬の間に採集したのであります、夏になれば山野に青いものが多く生えるから其の葉を採つて食べました、例へば「りやうぶ」と云ふ木の葉の如きそれであり、當時の記録を繙いて見ますと、かうした代用食物にも自ら限りがあつて、なかなか自分の村内や、村の附近では澤山探し出せないで、六里も七里もある山奥に入つて草の根を探したと云ふ話が天明、天保の饑饉の狀況を書いた書物の中に載つて居ります。それでも食糧がどうしても求められないことになれば、已むを得ず、居村を離れて、城下に押し出したのであります。このことは佐藤信淵の著書の農村に關する部分にも屢々出て居ります、即ち百姓は饑饉に遭遇して自分の村に居られなくなると薦被りになると、薦を被つて村を出て城下に集まると書いて居ります。陸奥の津輕藩でも、羽後の秋田藩でも、又陸中の南部藩でも同様であつたのであります。城下に於きましては、お救ひ小屋と稱する臨時簡單な小屋を掛け、其の小屋の中に筵を敷いて飢民を收容するので、處が彼等は何日も

食物を口にして居りませぬので、瘠せ衰へて起きては居られない、土間の荒蓆の上にごろりと寝てしまふ。その寝た上に藁や蔭を被せるから、疲勞の癒えよう筈がない、又そのお救ひ小屋の脇に大きな釜を据え付け、其の釜に米を幾らか入れてお粥を炊いて食べさせる。當時の役人には立派な人もありましたが、中には悪い質の役人が居つて、折角焚出米として上司から下さつた米の幾分を不法にも着腹するものがあるので、お粥が薄くて折角呉れてやつても栄養が不十分で、飢民は遂に死んでしまつたと云ふやうな悲しい記事が東北地方の饑饉誌に見えて居ります。然らば生き残つた場合にはどうなるかと申しますと、先刻引いて申した秋田の高橋正作翁はかう云つて居るのであります、饑饉の際に生き残つた者は皆半病人即ち饑渴腹になる、詰り、腹が減つて半ば疾病の状態を呈して来る、かうした後には秋が来て、稻が收穫され、その年の米粒を初めて見た際、急いでその米を飯に炊いて食べてはいけない。急いで食べた者はすぐ死んだとのことです。それで最初二、三日の間は軟く炊いたお粥とか重湯を食べる、このお粥が腹の中で胃に吸収され、身體に廻つた頃を見計ひ、普通の飯を食べると宜しい、大概はお粥を食べること二三日にして健

康が回復して普通食にしてよいやうになるとのことである。此の順序を踏まないうで最初から急いで米飯を食べた者は皆死んで仕舞つたと云ふことであります。

### 十一、米穀調節、價格公定、一揆

最後に特に米穀の調節に付てお話し申します、米穀調節方法としての三倉制度のことは前に語りましたが、茲には米の量の調節のことだけを申し上げます、元來米穀の調節には價格調節と量の調節とがありますが、先づ價格の調節について申します。徳川時代の米の賣り方が誰であつたかは先程から申したことに依つてお分りになつたと思ひます。賣方の第一は武士階級、第二は地主であります。武士階級は曩に申しましたやうに、米を農民から收納し、一部は自己の飯米とし、餘分は賣出すのでありますから、米の値段が下落すると、それは忽ち武士の貨幣取得高に影響しますから、米價調節——米價引上調節——の必要が當然起つて来る譯であります。又農民中の地主、是も年貢米を上納してその残りの一部は飯米とし、他は悉く賣り出

すのでありますから、彼等も米價が下れば困る連中です、このやうに米價が下れば武士階級と農村の地主が困ることになるから、米價引上の爲に調節策が行はれたのであります、而して米價が過度に下落すれば、常平倉などを利用して買上げをやりました。江戸時代の三倉の一つとして常平倉のあつたことは前に申し述べましたが、更に又米價の安定を保つ爲に公定價格を決め、それでなければ取引出来ないやうにしてあつた例もあります。例へば日向の飢肥藩では毎年十月十五日に郡奉行が各村の庄屋を呼んで其の年の作柄を調査し、今年の米價は凡そどれ位にしたらよからうかと云ふ相談をなし、庄屋の方では是れ位ならばよからうと言上し、その決りがつければ、其の月の二十六日にその公定數字を披露する。即ち米の公定値段をきめて之を役所の壁に張り出し、向ふ一年間はそれを動かさないことにしてあつたと云ふことでもあります。

斯く色々な方法を講じて尚且食糧が不足しまする場合には、背に腹は換へられないので、百姓一揆が起つたのであります。百姓一揆の起つた時に打壊しに會つた連中は從來どう云ふ生活振りをしてゐたかと申すと、彼等は米や、雜穀を澤山貯へて居りながらそれを賣り惜み、又は出し惜みをするので、周囲の者から目くじに立てられた連中です。殊に打毀しに逢つた町人連中は多く米の買占めをやつた手合であります。町人が買占めをして打壊しに會つた一つの例を申しますと、天保八年六月に彼の有名な生田萬が越後の柏崎に暴動を起して同地の代官所を襲撃したことがあります、あの時生田萬が最も憤懣を感じたのは、前年の天保七年は稀有の大饑饉で、當年は食糧不足であるに拘らず、柏崎の町人、殊に米屋が米の買占めをする爲に、柏崎町民が非常に苦しんだので、之を見た彼は義憤を感じて暴動を起したのであります。尤も生田萬は平田篤胤の門弟で、前から勤王思想を懐き、柏崎代官所襲撃の理由の一面には徳川氏討伐の目的も加つてゐましたが、直接の動機は町人の米買占めにあつたと云はれてゐます。

米價調節に絡み、今一度同時代の學者佐藤信淵を引合に出すならば、彼は既に百年後に昭和年代の日支事變又は大東亞共榮戦争を見透して居つたかのやうな卓抜な議論をした人であり、彼は當時の個人主義的商業經濟の缺點を指摘し、全國は一日も早く全一的統制經濟にならなければいかぬ、殊に物資の配給には満遍一體

を期し、切符を用ゐなければいかぬと云ふことを言つて居る。併し彼は當時切符と云ふ言葉を使はず、「信牌」と云ふ文字を用ひて居る。此の信牌に依つて物の配給を圓滑にしなければ物の偏在による混亂は免れぬと喝破して、國家統制經濟論を唱へたのであります、併し當時は幕府も各藩も信淵の學説は餘りに高遠に過ぎ及び難いとして誰も採用しなかつたのであります、百年後の今日となつては、如何に彼が卓見の士であつたかと云ふことが追憶されて、昨今農政學者としての彼の識見と人格とを一層崇敬するやうになつてゐる次第あります。

## 十二、温古知新

以上に依りまして、極く大雑把ではありますが、江戸時代に於ける食糧問題の梗概をお話申上げた積りであります。最後に此の梗概のどの點が今日の食糧問題に對して學ぶべき點があるかを一、二拾うて申上げたいと存じます。其の第一は互に米を食べて實感致しますやうに、米は一種の風味を持つて居る、此の風味を早く感

じ、之を尊重し出したのは建國當時の貴族階級であります。豊葦原の瑞穂國と云はれたその言葉には、當時の支配階級の眼に日本國土がよく米作に適すると考へられた意味が含まれて居ります、其の後王朝時代となり、降つて封建時代となりまして、各時代の支配階級は益々米を賞美し、稅物としても米に重點を置き、従つて之が栽培には常に異常の努力を拂つて來たのであります。又町人並に其の他一般の庶民階級に於ても段々と米の美味を知つて嗜むやうになり、其の爲に栽培面積が年と共に擴がり、産米の値段も年と共に高くなつたのであります、貨幣經濟段階に入つて米價の高いと云ふことが刺戟をして農村に於ける米の栽培面積を益々擴張させ、その半面に於ては畑に生産された雜穀が輕んぜられる結果になつたのであります、蓋し水田を開くには相當費用が掛りますけれども、畑ならばそれ程掛からない。然るに米を重んじ過ぎて費用の掛る水田の開墾に力を入れるから、自然其の生産費が高くなる。生産費の高い米は自ら高價に賣らなければならぬので、米價と一般物價との均衡が問題となつて來る譯であります、かくして畑の生産物は自ら輕視せられ、隨つて畑地の開墾が遅れると云ふことになりませんが、何と申しても畑の開墾には僅

かの費用しか要しませぬので、畑の方が段々と早く開けて行きました。次に曩に申しましたやうに封建社會の特色として列藩が割據し、その經濟が梗塞されてあつたのと、貨幣制度としては各藩共藩札を出して居ましたが、藩札の購買力は其の藩内だけに限つて居つて、藩外に通用しない、藩外では金貨の大小判とか、銀貨の歩銀とかを持つて行かなければ買出しが出来ないと云ふ事情に依つて、食糧難が伴つたのであります。然るに維新後になれば、此の割據經濟が崩解し、全國を一圓とした流通經濟が普く行はれるやうになり、西南地方に出来た米が直ちに東北地方に運ばれるやうになつた爲に、全日本の國民は食糧に就ては最早何等困難を感じないやうになりました。此の點では明治維新前と維新後とは非常に違ふのであります、私共の祖父がよく御一新以來有難い御代になつたと云ふ言葉を使つて居りましたが、此の有難い御代と云ふ言葉の中には全日本の經濟が流通組織になつたと云ふこと、農民自身の生活が封建制度の束縛から解かれて自由經濟に入つて楽しくなつたと云ふ意味を含んで居ると思ひます。又農業技術方面に於きましてはその技術改良に依つて冷害蟲害に堪ゆる作物が発見されました。例へば極く近年のことではあります

が、陸羽第三百三十二號と云ふやうな新品種が発見されて寒冷地方でもこの品種だけは比較的によく結實することになりました。併しまだ、冷害を全く克服するまでになつて居りませぬ、此の點では我國の農業技術は此上とも大に研究して貰はねばならぬのであります。それから浮塵子の驅除は最初鯨油、種油、後に石油に移つて参りましたが、注油の有効性は其後聊かも變つて居りませぬ、而して重要資材たる石油の配給が圓滑でない、假令稻莖がよく育つても、秋になつて蟲害を蒙り、往々にして皆無作になることさへあるのであります。

最後に政府は最近國家總動員法に依つて町村農會長に強い権限を與へ、町村農會長は其の管内に於ける農家にして三反歩以下の耕作者だけは農業だけで食つて行けないから已むを得ないとしても、三反歩以上耕作して居る者は町村農會長の許可なくしては他村に出稼することは出来ない。又農家の持つて居る農具、家畜等は町村農會長の許可なくしては他人に賣却することは出来ない。又町村農會長は必要あらば町村内の農家をして共同作業を行はしめてもよい、そして町村農會長の命令を聽かない者があれば國家總動員法の規定に依つて處罰することが出来る、斯う云ふこと



になつた。農民の中には此の規定を見て、非常時局とは云ひ條政府は、飛んでもない新しい政策を採つたかのやうに考へる向きがあるかも知れませぬが、先程來縷々とお話いたしましたやうに、實は江戸時代の封建制下ではちやんとこのやうなことをやつて居つたのであります。それを今次非常時局下に於て新しき目標と、新しき形の下に再興したに過ぎないのであります。従つて是は決して新しいものではない、固有日本農業生産組織の再認識であると申して宜しいのであります。

### 結 語

以上掻い摘んで江戸時代の食糧問題に就きお話申し上げましたが、古來歴史は繰返すと云ひますけれども、厳格な意味に於て決して前の通りであることを繰返すものではない。唯時と場所を異にして、それに似たる現象を繰返すのに過ぎないのであります。殊に現今食糧難の直接原因は冷害に在るのであつて、江戸時代の凶作現象を再び御互の眼前に見せつけられて居る次第であります。前代に見たことの無い現下の

大異變と云へば、それは取りも直さず有史以來未だ曾てなき大戦争を今、日本が戦つて居るのであります。この大戦争を戦ひ抜く爲には吾々國民は冷害による凶作を克服するは無論のこと、更により以上の一大努力を食糧確保の爲に拂はなければならぬのであります。故きを温ねて新しきを知る、即ち温故知新と云ふ諺は我々國民生活の有らゆる部面に於て適用さるべきであつて、先刻笠森さんの申されたお言葉の中にもあつたやうな次第であります。殊に農村部面に於きましては、温故知新に依つて來るべき新時代に處すべき多くの、そして有力の、手段方法を見出し得る。點が頗る多いのであります。その意味に於て不束なるこの講演が、今後皆様の如き高德博識なる方々の、國民を御指導に相成りまする場合の、何かの御参考にも相成りまするならば欣幸至極に存ずる次第であります。以上を以て私の講演を終ります、御静聽を感謝致します。

附錄

本會設立月日

大正七年八月八日

本會寄附行為

第一章 總則

- 第一條 男爵牧野伸顯平山成信ハ赤星鐵馬ノ寄附ニ係ル金壹百萬圓ヲ以テ財團法人ヲ設立ス
- 第二條 本財團法人ハ啓明會ト稱ス
- 第三條 本會ハ公益ニ資スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
  - 一 特殊ノ研究、調査、著作ヲ助成シ發明發見ヲ獎勵スルコト
  - 一 必要ニ依リ本會自カラ専門家ニ依頼シテ前項ノ事業ヲ爲スコト
  - 一 外國ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反譯スルコト
  - 一 本會ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ爲スコト
- 第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地壹ニ置ク
- 第五條 本會ノ事業年度ハ毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル
- 第六條 本會附行爲ノ條款ハ評議員會ノ決議ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ變更スルコトヲ得

第二章 役員

- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一 理事長 一名
  - 一 理事 五名

内一名ヲ常務理事トス

一 評議員 十五名

- 第八條 理事長及理事ハ評議員會ノ決議ヲ以テ評議員中ヨリ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス
- 理事長ハ本會ヲ代表シ理事會及評議員會ノ議長ト爲ル
- 理事ハ會務ヲ掌理ス
- 第九條 初度ノ評議員ハ寄附者之ヲ推薦シ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ補缺ヲ爲ス
- 第十條 評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス
- 第十條 理事長及理事ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ケス
- 第十一條 本會ニ必要ナル事務員以下ハ理事長之ヲ任免ス
  - 第三章 顧問及委員
- 第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク
- 顧問ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス
- 第十三條 顧問ハ本會ノ諮問ニ應シ且隨時理事會及評議員會ニ出席シテ意見ヲ開陳ス
- 第十四條 本會ハ必要ニ應シ各種ノ委員ヲ置ク
- 委員ハ理事長之ヲ囑託ス
- 第四章 會議
- 第十五條 會議ヲ分チテ理事會及評議員會トス
- 第十六條 理事會ハ理事長隨時之ヲ召集ス
- 第十七條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス
- 第十八條 評議員會ハ通常及臨時トス
- 通常評議員會ハ毎年十二月及三月ヲ以テ理事長之ヲ召集シ本會ノ豫算及決算ヲ議定ス





933  
376

終